

平成24年 7月 4日

## 姫路市電気自動車導入助成事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、電気自動車の購入又はリースによる導入（以下「導入」という。）をしようとする者に対して、その資金の一部を補助することにより電気自動車の普及を促進し、もって自動車排出ガスによる大気汚染を防止し、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。ただし、型式認定を取得している側車付二輪自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第4項に規定する側車付二輪自動車をいう。以下同じ。）、原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けているものに限る。以下同じ。）、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、二輪自動車、事業用自動車、地方公共団体並びに地方公共団体が出資する法人が所有若しくは使用する塵芥車及び大型特殊自動車（自動車抵当法（昭和26年法律第187号）第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。以下同じ。）を除く。
- (2) 事業用自動車 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条に規定する貨物利用運送事業の用に供する自動車（自動車リース事業者が貸

渡しを行う場合を含む。)をいう。

- (3) 事業者 次のいずれかの者をいう。ただし、公法人、公益法人、自動車製造業者（日本標準産業分類（平成21年3月23日総務省告示第175号をいう。）に定める細分類番号3111及び3112に属する事業者をいう。）、自動車卸売業者（日本標準産業分類に定める細分類番号5421に属する事業者をいう。）及び自動車小売業者（日本標準産業分類に定める細分類番号5911及び5912に属する事業者をいう。）を除く。

ア 購入による導入にあつては、本市の区域内に事務所又は事業所を置き、事業を営む法人又は個人のうち、市税に滞納がない者。

イ リースによる導入にあつては、本市の区域内に事務所又は事業所を置き、事業を営む法人又は個人のうち、市税に滞納がない者に対して電気自動車をリースにより貸出しする者（リースの期間又は第15条第2項の財産処分制限期間において補助金相当額を均等按分し、貸与料金に反映する者に限る。）をいう。

（補助対象事業等）

第3条 市長は、補助を受けようとする年度に道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録を受け、本市の区域内に使用の本拠を置く電気自動車の導入をしようとする事業者に対し電気自動車の購入の経費の一部を補助金として交付する。

2 補助金の交付の対象とする車種は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、経済産業大臣が一般社団法人次世代自動車振興センターを補助事業者等として交付するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付の対象となる銘柄の電気自動車及び燃料電池自動車とする。

3 申請できる台数は、購入による導入にあつては1事業者、リースによる導入にあつては事業者からリースにより電気自動車を借り受けるもの1者に対して1年度につき3台までとする。

4 補助金の交付額は、電気自動車1台につき20万円（ただし、燃料電池を搭載する電気自動車については、50万円）とする。

（補助金交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の概要書
  - (2) 購入による導入にあつては、事業者の市税納税証明書。リースによる導入にあつては、事業者からリースにより電気自動車を借り受ける者の市税納税証明書。
  - (3) 導入予定の電気自動車の仕様及び予定購入価格が分かる書類
  - (4) リースによる導入にあつては、貸与料金の算定根拠明細書
  - (5) その他市長が必要と認めるもの
- （申請の受付の終了）

第5条 前条の期間内であっても、申請のあった額の総額が予算の限度額に達したときは、受付を終了する。

（決定及び通知書類）

第6条 市長は、第4条の申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知する。

（変更等の承認）

第7条 前条の規定による補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第4条の規定により提出した補助金交付申請書の内容を変更し、又は交付の申請を取り下げようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつた場合は、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。

（遅延の報告）

第8条 補助事業者は、メーカーの生産の遅延等、自らの責めによらない事由で予定

の期間内に補助対象事業の完了ができないと見込まれる場合又は困難となった場合においては、速やかに遅延等報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、車両登録日から起算して30日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までに事業完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の概要書
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 導入車両の写真
- (4) 購入による導入にあつては、車両を購入したことが分かる書類
- (5) リースによる導入にあつては、リース契約書及び貸与料金の算定根拠明細書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告書の提出があつた場合には、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、内容が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第11条 前条の通知書を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は前項の規定に基づく請求がなされたときは、その内容を審査し、適正であることを確認の上、補助事業者に補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取り消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合

- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市長の行う調査及び指導に対して怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) その他この要綱に違反したと認められる場合

(補助金の返還)

第13条 市長は、第7条第2項及び前条の規定により補助金の交付を変更し、又は取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該変更による減額部分又は取り消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(事業完了後の監査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助対象事業の実施の適否及びその成果に関し監査できるものとする。

(財産の処分の制限等)

第15条 補助事業者は、補助対象事業により取得する財産（以下「取得財産」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、実施細則別表6に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けないで、取得価額が50万円以上の取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

3 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する金額として次の算式により計算される金額を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

$$D = A \times (B - C) \div B$$

Dは、当該返還させるべき金額

Aは、交付した補助金額

Bは、財産処分制限期間の日数

Cは、電気自動車を導入した日から処分した日までの日数

(帳簿の保存義務)

第16条 補助事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保管しなければならない。

(細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）によるほか、別に市長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月4日から施行する。

2 姫路市低公害車導入助成事業補助金交付要綱（平成15年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

## 補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住 所（法人にあつては、所在地）

〒 \_\_\_\_\_

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

担当者名

電話番号

電気自動車を導入したいので、姫路市電気自動車導入助成事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

補助金交付申請額	円
----------	---

### 【導入する電気自動車】

種類	電気自動車
台数	台

#### 添付書類

- (1) 補助対象事業の概要（別紙様式）
- (2) 市税納税証明書（滞納無証明書）
- (3) 購入する電気自動車の型式及び予定価格が分かる書類（見積書等）
- (4) <リースの場合> 貸与料金の算定根拠明細書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(別紙様式)

### 補助対象事業の概要

導入場所	事務所又は事業所名	
	所在地	
	業種	
対象車両	メーカー名	
	車名	
	型式	
	購入・リースの別	購入・リース
	主な用途	
	納車予定日	年 月 日 (予定) リース期間 ( 年 月 ~ 年 月)

注：この様式は、補助を受けようとする車両1台につき1枚作成する。

## 補助金交付決定通知書

姫環電第 号  
年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付で申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、姫路市電気自動車導入助成事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

補助金交付決定額	円
----------	---

### 【対象車両】

車名			
型式			
納車予定日			

### 交付条件

- 1 電気自動車導入助成事業補助金交付要綱に従うこと。
- 2 事業完了報告書を期限内に提出すること。
- 3 その他

様式第3号（第6条関係）

## 補助金不交付決定通知書

姫環電第 号  
年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付で申請のあった補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、姫路市電気自動車導入助成事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第4号（第7条関係）

## 変更等承認申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住 所（法人にあつては、所在地）  
〒 \_\_\_\_\_

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

担当者名

電話番号

年 月 日付け姫環電第 \_\_\_\_\_ 号により補助金の交付決定を受けた電気自動車導入助成事業について、（変更・中止・廃止）を行いたいので姫路市電気自動車導入助成事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

### 記

- 1 変更、中止又は廃止の内容
- 2 変更し、中止し又は廃止する理由
- 3 その他必要な書類（必要に応じ、変更後の書類を添付）

様式第5号（第8条関係）

## 遅延等報告書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住 所（法人にあつては、所在地）

〒 \_\_\_\_\_

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

担当者名

電話番号

年 月 日付け姫環電第 \_\_\_\_\_ 号により補助金の交付決定を受けた電気自動車導入助成事業について、姫路市電気自動車導入助成事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり遅延等の報告をします。

### 記

1 遅延等の原因及び内容

2 遅延等に対して採った措置

3 遅延等に係る金額

4 完了予定年月日

## 事業完了報告書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住 所（法人にあっては、所在地）  
〒 \_\_\_\_\_

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付け姫環電第 \_\_\_\_\_ 号により補助金の交付決定を受けた電気自動車導入助成事業について、補助対象事業を完了したので姫路市電気自動車導入助成事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり実績報告します。

### 【導入した電気自動車】

種類	電気自動車
台数	台

### 添付書類

- (1) 補助対象事業の概要書（別紙様式）
- (2) 自動車検査証の写し  
使用の本拠の位置が住所と同一であること
- (3) 導入車両の写真
- (4) 車両を購入したことが分かる書類 <購入の場合>  
領収書と請求書又は契約書など（各書の金額は一致すること）
- (5) リース契約書 <リースの場合>
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(別紙様式)

### 補助対象事業の概要

導入場所	事務所又は事業所名	
	所在地	
	業種	
対象車両	メーカー名	
	車名	
	型式	
	購入・リースの別	購入・リース
	主な用途	
	車両登録日	リース期間（           年           月           日 年           月           ～           年           月）

注：この様式は、補助を受けようとする車両1台につき1枚作成する。

様式第7号（第10条関係）

## 交付額確定通知書

姫環電第 号  
年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付で実績報告のあった電気自動車導入助成事業について、補助金の交付額を確定したので姫路市電気自動車導入助成事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

交付額	円
-----	---

補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住 所（法人にあっては、所在地）  
〒 \_\_\_\_\_

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

担当者名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付け姫環電第 \_\_\_\_\_ 号により通知のあった電気自動車  
導入助成事業補助金について、姫路市電気自動車導入助成事業補助金交付要綱第11条  
の規定により補助金の交付を請求します。

補助金交付請求額	円
----------	---

振込先 金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合
	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所
口座番号・種別	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____  1:普通 2:当座
フリガナ 口座名義	_____ _____

## 財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住 所（法人にあっては、所在地）  
〒 \_\_\_\_\_

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

姫路市電気自動車導入助成事業補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、姫路市電気自動車導入助成事業補助金交付要綱第15条第3項の規定に基づき、申請します。

### 記

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 補助金の交付を受けた年度
- 3 処分の内容
- 4 処分しようとする理由
- 5 その他必要な書類